

令和元年 第2回 尾三衛生組合議会定例会 会議録

招集年月日	令和元年10月8日(火)				
招集場所	尾三衛生組合議会議室1				
開会	令和元年10月8日(火)午後1時30分				
閉会	令和元年10月8日(火)午後3時15分				
出席議員	1番 山田久美 2番 青山耕三 3番 坂林たくみ 4番 福安淳也 5番 富田正 6番 小嶋立夫 7番 水野隆市 8番 阿部憲明 9番 加藤達雄 10番 近藤鑛治 11番 若園ひでこ 12番 熊田彰夫				
欠席議員	なし				
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	管理者 小野田賢治 副管理者 近藤裕貴 副管理者 井俣憲治 代表監査委員 小嶋正道 事務局長 加藤典久 会計管理者 近藤伸治 次長兼業務課長 水野幹根 総務調整監 加藤繁男 施設調整監 加藤耕司 施設課長 村瀬高光				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務部局書記長 近藤伸治 議会事務部局書記 水野寿人 議会事務部局書記 澤田篤志 総務課主幹 岸利克 業務課主幹 小林克人				
管理者提出議案	議案第6号 議案第7号 議案第8号 議員提出議案第1号	尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について 尾三衛生組合職員の旅費に関する条例の一部改正について 平成30年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について 議員派遣について			
みよし市・日進市・東郷町で出席した者の職・氏名	日進市環境課長 加藤慎司 みよし市環境課長 加藤雅也 東郷町環境課長 磯村達己				
会議録署名議員	3番 坂林たくみ 4番 福安淳也				



令和元年 第2回 尾三衛生組合議会 定例会  
議事の経過

(開会 令和元年10月8日 午後1時30分)

水野書記

ご起立をお願いいたします。  
一同、礼。  
ご着席ください。

加藤議長

令和元年第2回尾三衛生組合議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私ともご多忙のところ、ご参集賜りましてありがとうございます。

本定例会に提案されております案件は、管理者提出議案3件と議員提出議案1件であります。

議員の皆様には、慎重なご審議を賜り、議事運営に格別のご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

管理者招集挨拶、小野田管理者。

小野田管理者

改めまして、こんにちは。

令和元年第2回尾三衛生組合定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご参集を賜りまことにありがとうございます。

また、平成30年度の決算審査についての監査委員のご意見をいただくために、小嶋代表監査委員様にもご出席をいただいておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

さて、本日の定例会に上程いたします議案は、尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について、尾三衛生組合職員の旅費に関する条例の一部改正について、平成30年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について及び議員提出議案であります議員派遣についての、計4議案でございます。

どうか慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

加藤議長

ありがとうございました。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、今

和元年第2回尾三衛生組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付した日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第61条の規定に基づき、3番坂林議員、4番福安淳也議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日としたいが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

加藤議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を議題とします。

監査委員から、例月出納検査につきまして、令和元年8月分までの一般会計、基金等の関係諸帳簿は、出納取扱金融機関提出の預金現在高証書と符合しております、正確であると報告がありました。

次に、議会運営委員長より、議会運営委員会の報告をしていただきます。

山田議会運営委員長。

山田委員長

議長よりご指名がありましたので、10月3日午後1時30分より開催しました議会運営委員会の協議結果につきまして、ご報告申し上げます。

一般質問につきまして4名の議員より通告がありましたので、その取り扱いにつきまして確認をいたしました。

質問時間は同一議員につき15分以内とすることとし、関連質問は認めないものといたしました。

付議された議案につきましては、管理者提出議案として尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について、尾三衛生組合職員の旅費に関する条例の一部改正について、平成30年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について及び議員提出議案として議員派遣についての、計4議案でございます。

管理者提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うこととしました。

議案質疑につきましては、2名の議員より通告がありましたので、その取り扱いにつきまして確認をしました。

質疑回数は2回を超えることができないこととし、関連質疑は認めないものとしました。

議員提出議案につきましては、提案説明を省略し、討論、採決の順に行うこと

ととし、採決は起立により行うこととしました。

以上で議会運営委員会の協議結果報告とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、これより一般質問を行います。

質問時間は、議会申し合わせ事項により、15分以内とします。

通告により発言を許します。

近藤議員。

近藤議員

議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従い、大きく2問の項目について質問をさせていただきます。

最初に、3町により尾三衛生組合が設立され「東郷美化センター」が建設されました経緯について、改めて確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

加藤事務局長

組合が建設されるまでの当時の3町ですが、今は3市町です、当時はまだ町でございましたけれども、廃棄物は埋め立てによりそれぞれの町で処分をしておりました。埋立地の近隣住民から多くの苦情が出されていたとも聞いております。

のことから、同様の状況がありました3町は、共同で処理する協議を始めました。候補地が選定され、昭和48年に東郷町より諸輪区に要望し、建設場所が決まったと伺っております。

以上です。

近藤議員

局長からお話しをいただいたように、私ども東郷町「町誌」を見ますと、同じようなことが書いてございました。そういう中ですね、建設場所としてこの諸輪区々々の地に決まったことについて、改めてわかつれば確認をしたいと思います。

加藤事務局長

組合資料及び3市町の担当課にもお問い合わせをさせていただき調査をいたしましたが、組合が設立される前までのことございました。どのような経緯で選定されたのか、詳細はわかつております。

以上です。

近藤議員

この組合としては、現在この地に建設されており。3町で話し合った、そしてこの場所が決まったというふうに今お話をございましたけれども、組合として、どうしてここに決まったのかがわからないままでおくっていうのは非

常に私としては問題だな、このように思っておりますので、私の一般質問、急であったせいもあるかもわかりませんし、前にもこういった話は出たというふうには聞いておりますけども、各市町に再度調査をお願いしたいということをお願いしまして、次の質問に入りたいと思います。

次に、建設場所である諸輪区から承諾するに当たり、東郷町に17項目の要望書が提示され、東郷町はこれを了承し事業が推進できたと伝え聞いております。この尾三衛生組合がすべきことについては、この17項目についても今後も変わらないと考えてよろしいですか。

加藤事務局長

尾三衛生組合が現在の場所に建設ができ現在に至るのは、諸輪区からの要望である17項目、ごみ焼却処理場建設に伴う諸輪地区に対する町の事業施行計画に基づくものと捉えております。

これにつきましては、改めて確認をいたしましたが、今後も変わることがないと東郷町より伺っております。

以上です。

近藤議員

ありがとうございました。

組合としては従来と変わらないということが確認できましたので、よろしくお願いいいたします。

次の質問になります。

尾三衛生組合規約、昭和49年4月9日、県指令地第2-6号による第11条経費の支弁の方法について、運営費の負担割合の負担率が、人口割50%、ごみ搬入量割50%と定めています。また、このごみ処理施設の建設に要する経費の負担割合は、均等割が20%、人口割が80%と明記されております。どのようにしてこの数字が決められたのか確認をしたいと思います。

加藤事務局長

負担割合につきましては、昭和49年の組合設立に向け、近隣施設などを参考に、当時の3町が協議の上、負担割合が決まったと伺っております。

今後につきましては、設立後45年以上が経過した現在、運営費負担割合の変更について、3市町で検討がされているところでございます。

以上です。

近藤議員

今後のスケジュールっていうのは、どういった形で今進めようとしているか、確認したいと思います。

加藤事務局長

変更割合につきましては、平成30年3月6日に覚書を締結させていただいております。

覚書において、今後のスケジュールにつきましては、令和2年度内に3市町

の議会に議案を上程していただき、議決をいただいた後に、同年度内で組合の規約改正を行う予定としております。

覚書の内容といたしましては、令和3年度を経過措置として、ごみ処理量割合が100分の60、人口割合が100分の40とし、令和4年度からはごみ処理量割合が100分の70、人口割合が100分の30となるという内容となっております。

以上です。

近藤議員

今、説明いただきましたが、どのような経緯でこういった比率に変更が決まったかを改めて確認をさせてください。

加藤事務局長

平成29年度より、分担金のあり方に関する検討委員会を設置し、近隣施設の負担割合なども情報収集し、参考にして3市町で協議を進めたものでございます。

以上です。

近藤議員

今ご説明いただいた中で近隣市の分担金割合の状況っていうのは、今説明がございましたけども、昭和49年の当時から今現在に至る状況の変化に基づいてというような説明がございましたが、どのような変化があったのかを確認したいと思います。

加藤事務局長

愛知県には、尾三衛生組合と同じように複数の市町で構成している一部事務組合が11組合ございます。そのうち7組合が設立当時からの運営費負担割合の見直しをかけております。主に処理量割の負担割合を増やしているという状況でございます。

以上です。

近藤議員

今ご説明いただいた中の、11組合のうち7組合で搬入量の負担割合を増やしていると、説明をいただきましたが、そういったところを具体的に教えていただきたいと思います。

加藤事務局長

ほかの組合の割合ですが、まず、小牧岩倉衛生組合では、人口割が100分の100でありましたが、これを均等割100分の10、処理量割100分の90に見直しをかけております。

次に、江南丹羽環境管理組合では、処理量割100分の50、人口割100分の50から、処理量割100分の100に見直しをかけております。

次に、海部地区環境事務組合では、均等割100分の20、処理量割100分の40、人口割100分の40から、均等割100分の5、処理量割100

分の50、人口割100分の45に見直しをかけております。

尾張東部衛生組合では、人口割100分の100から、処理量割100分の70、人口割100分の30に見直しをかけております。

知多南部衛生組合では、均等割100分の50、人口割100分の50から、均等割100分の15、処理量割100分の85に見直しをかけております。

刈谷知立環境組合では、均等割100分の25、人口割100分の75から、均等割100分の25、処理量割100分の35、人口割100分の40に変更しております。

北設広域事務組合では、均等割100分の20、処理量割100分の40、人口割100分の40から、処理量割を100分の100に見直しをかけております。

7組合全てが処理量割合を増やしている状況でございます。

以上です。

近藤議員

細かく、ありがとうございます。

私もちよつと各組合調べてみますとですね、やはり小牧岩倉の場合は2市であるとか、江南丹羽環境組合は3市町とか、各衛生組合も3つのところを1つでやっているとか、いろいろと変わってきています。確かに今ご説明いただいたように処理量のウエイトが高いと思いますが、それぞれ上げ方も全て違っていると思うところです。

尾三衛生組合が一番近いのを見ますと、尾張東部衛生組合さんの瀬戸、尾張旭、長久手とよく似ていると実感したが、こういう形で既に決まったというご説明でしたが、是非ともそのあたりのところについてはできるだけ早く町民とか市民に、こういった状況の中で処理量を減らすことによりメリットが出てくるということになろうかなと、こんなふうに思いますので、ぜひとも決まったところにおいてはできるだけ早く情報を提供していただけたらと思いますので、よろしくお願いいいたします。

次の質問にいきます。

先ほど説明の中で建設費の負担割合については、尾三衛生組合の場合は均等割が20、人口割80にはなっておりますが、建設費用についての問題についてはどのように考えているのか確認をしたいと思います。

加藤事務局長

建設費の負担割合については、今までの割合と変更は考えておりません。従来どおりの負担割合を継続するという考え方でございます。

以上です。

近藤議員

今お話を聞けば、現状でいくことが説明でしたが、もう一度確認したいと思うんですが、よろしいですか。確認しておきます。

加藤事務局長

負担割合の変更はございません。継続してまいります。  
以上です。

近藤議員

ありがとうございます。

ごみ処理施設の建設に要する経費についての負担割合は、均等割20、人口割80ということで、変わらないという確認ができましたので、次の質問に入りたいと思います。

大きな項目の2番目になります。

今後の施設整備計画についてです。

最初に、現在の焼却施設は、修繕をいろいろとされたというふうに聞いておりますが、何年まで稼働できる予定をされているのか、改めて確認をしておきたいと思います。

加藤事務局長

平成9年度より稼働しております焼却施設については、平成21年度に施設整備の方針について検討を行いました。

検討内容といたしましては、施設の更新、増設及び改修、延命化の3つのケースを比較いたしました。最終的には、平成22年度より長寿命化、延命化ですが、これに関する事業費が交付金対象となったこともあります。それも見込みができましたので、施設の延命化に決定をしたという形になっております。

内容といたしましては、平成27年度から平成31年度までの5年間で延命化工事を行い、工事後10年間の延命を図るものであります。現在の焼却施設は、令和11年までを目標に維持管理をしてまいります。

以上です。

近藤議員

ありがとうございます。

今、平成9年にできたものが令和11年というと、最低でも30年稼働を続けられるご説明かと思いました。できるだけ大事に使っていただいて延命ができるかと思っております。

次の質問にまいります。

2-2ですけども、新設施設の整備に向けて、具体的にこれから検討すると思いますけども、どのようなスケジュールになるのか分かりましたら、ご説明いただきたいと思います。

加藤事務局長

尾三衛生組合では、延命化を図った後、今後は新炉建設に向けての検討を進める段階に入ります。

ごみ焼却施設のあり方につきましては、第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画において、瀬戸市、尾張旭市、長久手市で構成している尾張東部衛生組合と

尾三衛生組合による広域化が位置づけられております。

今後の予定といたしましては、関係 6 市町で構成する協議会において、来年度の事業として、2組合での広域化か単独での施設維持かを分析する調査を予定しております。その後、おおむね 10 年間でごみ処理基本計画、施設整備基本構想、地域計画など諸計画を策定し、施設の更新事業を想定しております。

以上です。

近藤議員

ありがとうございました。

私は、勉強不足で申し訳ありませんが、先ほどご説明いただきました第 2 次、愛知県のですねごみ処理広域計画について、もう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

加藤事務局長

愛知県内をまず 13 ブロックに区割りを行い、1 日に 300 トン以上の焼却が可能な全連続炉への集約を目指すものとなっております。

具体的に申し上げますと、1 ブロック内にある小規模な複数の施設を 1 施設に集約するという計画になっております。

以上です。

近藤議員

先ほど説明いただいた 7 施設の中で、今言わたった県の広域計画に基づいて、既に知多の南部広域環境組合さんが実施されている。2022 年には施設の使用の開始が始まるというような、もう既に国の方針に基づいて何年か前から進められていると思いますけども、当組合としてはですね、広域化か、また単独で施設維持かを分析、調査するというような説明を今いただきましたが、もう少し具体的に、どういったような内容についてご検討されるのか、改めて確認をしておきたいと思います。

加藤事務局長

詳細については、来年度の調査に向けて協議中ではございます。

重要項目といたしまして、まず広域化を進める場合、この場合については用地の確保、施設の建設、地域住民への対応、収集運搬の方法、災害時の影響等、多くの調査が必要になるというふうに考えております。

以上です。

近藤議員

今のお話聞くと、かなりそういう調査が必要な部分が出てくるというようなご説明をいただきましたが、結論が出てから具体的には何年ぐらいこういった新事業を想定されているのか、もう一度確認をしておきたいと思います。

加藤事務局長

先ほど若干触れましたけれども、来年度 6 市町で行う事業が終わり次第になり、令和 3 年度に予定しているごみ処理基本計画から進めていくという予定に

なります。

以上です。

近藤議員

組合として、基本計画等作成に当たって、この3市町の計画に基づいて作成することになるかと考えておりますけども、こういった3市町の連携というのはどのようになっているか、確認したいと思います。

加藤事務局長

組合の基本計画は、主に3市町の基本計画を集約するものになっております。日ごろから3市町の担当課とは情報交換を頻繁に行っておりますので、その様な形で策定に入っていくということになります。

以上です。

近藤議員

先ほど説明いただきますと、やはり施設の整備に当たってはですね、各種いろいろいと問題があるというご説明もいただきました。よく3市町との連携を密にしていただきたいなと思っておりますし、私ども組合議員にもですね、そういった調整、打ち合わせされた内容については、できる限り情報の共有という意味合いでお願いしたいというふうに思っております。

次の質問に入ります。

2—3番として、現在、施設周辺で造成工事が進んでおります。組合が新たに施設を建設する際に、周辺とのトラブルが発生しないよう留意する必要があると考えておりますけれども、組合としてその対応はどのように考え、進める予定であるか、改めて確認しておきたいと思います。

加藤事務局長

隣地の住宅開発、この施設の東側に位置しますが、今開発がされております。今後の新炉建設の予定などについて認識していただくために、組合と3市町において協定書を締結しております。トラブル等が発生した場合、3市町としっかりと協議して対応してまいります。

以上です。

近藤議員

こんなことを聞いていいのかわかりませんが、今ご説明いただいた中に協定書という説明をいただきましたが、内容について、もし差しつかえなければ少しご説明いただきたいと思います。

加藤事務局長

協定書の名称は、尾三衛生組合東郷美化センターの継続的かつ円滑な業務運営の確保に関する協定書になります。

内容につきましては、焼却施設等の建て替えにおいて支障が出ないように進められることを位置づけられている内容になっております。

以上です。

近藤議員

私が一番心配しているのは、組合がこの先、この地に新規に建設する場合、開発業者またはその開発業者から購入された地権者との間のトラブルが発生することで組合として建設ができなくなるとか、営業が一時的にとまってしまうとか、そういったトラブルが発生するってことを非常に危惧しているところでございます。こういったことが起こらないよう、ぜひ善処していただきたい。

当然、組合さんの問題だけじゃなくて、関連している市町との連携というか、お願いすべきことだと思いますが、組合のほうにそういったことの問題をぶつけられても困る部分があろうかと思っております。ぜひともそういったことの中で、ぜひ3市町との連携をうまくとっていただくようにお願いしたいなど、こんなふうに思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

加藤議長

これにて、近藤議員の一般質問を終わります。

次に、山田議員。

山田議員

通告に従いまして、一般質問を行います。

第1期基本計画についての質問をさせていただきます。

第1期ごみ処理基本計画が、15年間の計画として平成23年度に策定されてから5年が経過をいたしました。平成28年度に第1回の見直しが行われましたが、どのような見直しをされたのでしょうか。

特に焼却残渣と搬入ごみの適正な処理についてはどのようにお願いをいたします。

加藤事務局長

見直しについては、組合市町の共通の取り組みとして、燃えないごみの分別、収集方法の変更を行いました。

1つは、容器包装以外の硬質プラスチックを「燃えないごみ」から「燃えるごみ」に区分変更いたしました。もう1つは、燃えないごみ袋をやめ、「陶磁器・ガラスごみ」と「金属ごみ」に分別区分を変更しました。これにより、焼却残渣と破碎不燃物を埋め立てる最終処分量の削減目標数値を改めました。

焼却残渣と搬入ごみの適正な処理については、焼却残渣は埋め立てる以外に、焼却灰をセメント原料等の資源化に努めるものもございます。また、搬入ごみは、燃えないごみの分別・収集方法の変更により、破碎不燃物の削減を図るものという内容になっております。

以上です。

山田議員

再質問をさせていただきます。

ご答弁では、燃えないごみの収集方法の変更を行われ、それにより焼却残渣

と破碎不燃物の埋め立て最終処分量削減の目標値も改めたということです。そこで、4点確認をさせていただきたいと思いますので、お願いいいたします。

まず1点目ですけれども、目標値は達成できたのか。お願いいいたします。

加藤事務局長

本組合の目標は、最終処分量において、平成24年度に対して令和8年度に約30%の最終処分量の削減を数値目標としております。通過点の削減目標として、平成30年度、昨年度ですが、最終処分量約27.2%削減に対して、実績は約28.8%削減をしております。通過点の目標としては達成しているというふうに考えております。

以上です。

山田議員

達成できていないとした場合ですけれども、何が原因と考えられていますか。

加藤事務局長

仮に達成できないとした場合、原因については、ごみの減量、分別収集及び資源化が進んでいないと考えられるかと思います。

以上です。

山田議員

では、3点目ですが、焼却残渣の埋め立て量と資源化の分量はどのように決めているのでしょうか。お願いいいたします。

加藤事務局長

焼却残渣処分の分量決定につきましては、受け入れ事業者と協議を行い、資源化の分量を決め、残りの焼却残渣は埋め立てをするものとして分量を算出しております。

以上です。

山田議員

それでは、4点目ですけれども、焼却残渣の埋立処分場は何年ごろまでにいっぱいになり、次の処分場を探さなければいけなくなると考えていますか。

加藤事務局長

焼却残渣の埋め立て可能な処分場は、3市町の中には現在ございません。全量、外部に処理委託をしております。その処理委託先の埋め立て率も年々増加をしてきて、いつ満タンになるかわかっていない状況です。

次の処理委託先の調査を進め、焼却残渣の搬出に影響のないように努めてまいります。

以上です。

加藤議長

これにて、山田議員の一般質問を終わります。

次に、8番阿部憲明議員。

阿部議員

議長にお許しをいただきましたので、先に通告しました温室効果ガス削減に向けて、尾三衛生組合の取り組みについてお伺いいたします。

私たちは、持続可能なまちづくりを目指して、17項目から成る持続可能な開発目標SDGsを実行しなければならないものと考えます。その目標の中に、「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」、また、「気候変動に具体的な対策を掲げられています。

今回の一般質問では、温室効果ガス削減において、ごみ処理をどうするかが大きなテーマであることから、本組合の考え方を確認させていただきたいと思います。その中の生活ごみは、生活をする以上排出は免れません。しかし、削減は意識すればできますし、エネルギーへの転換も努力すればできます。

本組合においては、平成24年度から令和8年度を計画期間とする15年間のごみ処理基本計画を策定しており、この基本計画をベースに平成29年度には、これから約10年後までの計画として見直しがされたと伺っています。

このごみ処理基本計画を確認すると、本組合の温室効果ガス排出量は、5年前から比較すると1.86倍に増加しています。地球の温暖化が大きく騒がれている昨今、3市町と本組合が本腰を入れての取り組むべきときが来ているものと確信します。

日本は、COP21パリ協定の中で、2030年度までに温室効果ガス削減を1990年比で26%削減することを決めています。ベース電源としなければならない再生可能エネルギー普及の加速こそ、脱炭素化の王道であることを私たちは改めて認識しなければならないと思っています。

中項目1、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の内容について、まず質問いたします。

このような中、本組合においては、ごみ焼却施設の改良工事をされていると伺っています。

質問します。小項目1、設備改良工事の狙いと効果はどのようか、お伺いいたします。

本工事は、ごみ焼却施設の機能保全を図り、稼働期間を平成41年度までの延命化とあわせ、二酸化炭素排出量削減対策に取り組むものと内容はなっておりります。

ごみ焼却施設の操業を行いながら経年劣化した設備を更新し、機能の回復を図り、省エネ機器の導入等も図り、施設の二酸化炭素排出量を3%以上削減するものという内容となっております。

以上です。

阿部議員

温室効果ガス削減に向けた設備改良ということで、期待するところあります。これによる削減効果を検証していただきたいと思います。

質問します。小項目2、設備改良工事の計画期間はどのようなようか、お伺いいたします。

加藤事務局長

工事の計画期間ですが、平成27年度から平成31年度、今年度ですが、今年度までの5年間の継続事業で行っております。

以上です。

阿部議員

5カ年の継続事業ということで、本年度が改良工事の最終年度になることは理解できました。

次の質問をします。小項目3、設備改良の工事内容と経費はどのようなようか、お伺いいたします。

加藤事務局長

主な工事内容は、燃焼設備である焼却炉のストーカの更新、押込通風機の電動機などの省エネ機器の導入による更新でございます。

工事費としては、5年間の総額で27億円、施工監理委託費が4,210万円となっております。

以上です。

阿部議員

今ご答弁いただいたように、かなりの多額の経費を要したことに驚いています。向こう10年の期間は重要なごみ焼却炉施設になります。しかし、できるだけこの期間は焼却をしなくともごみ処理ができるような取り組みで、温室効果ガス排出削減に期待するところであります。

中項目2、3市町から搬入した焼却ごみの処理状況についてお伺いいたします。

尾三衛生組合管内の3市町は、県内市町に比較すると1人当たりの焼却ごみの搬入量が多くなっています。前段でも申し上げましたが、焼却ごみは各自治体で市民の協力を求めきちんと分別し、適切な処理をすれば資源になります。

また、生ごみは、バイオマスガスを生み、電力も生むことができます。このようなことから、焼却ごみ削減は温室効果ガス削減に有効であり、焼却ごみ削減を重要な取り組みの柱にしなければならないものと考えます。しかも、焼却炉の稼働時間短縮になりますので、焼却施設の延命化につながります。

質問します。小項目1、ごみの焼却量はこの5年間でどのような推移なのか、お伺いいたします。

加藤事務局長

焼却炉ですが、過去5年間の平均は4万9,236トンでございます。人口増に伴うという考え方の中ですが、微増傾向で推移しております。

以上です。

- 阿部議員 本組合管内の焼却ごみ排出量は、この5年間で増加傾向になっていることがわかりました。本組合管内は、人口増といえ、各自治体と市民一人一人の取り組みでいかようにもなるかと思います。本組合がリーダーシップを発揮しながら管内自治体に積極的な働きかけを行い、ごみ削減に取り組んでいただきたいと思います。
- 質問します。小項目2、現在の本組合の焼却炉はいつ設置し、どのような形式が使用されており、また、特徴はどのようなか、お伺いいたします。
- 加藤事務局長 焼却施設は、平成9年11月に竣工しております。
- 焼却炉の形式につきましては、連続燃焼式ストーカ炉でございます。ストーカ炉の特徴といしましては、ごみを燃やすための燃料を必要としないという形で、自燃燃焼という形の焼却処理ができるというところが特徴となっております。
- 以上です。
- 阿部議員 ストーカ式が自燃で焼却できることはいいことですが、助燃として大量の電気を必要としています。また、焼却により温室効果ガス排出につながります。
- 質問します。小項目3、全国の自治体ではどのような形式のごみ処理施設があるのか、お伺いいたします。
- 加藤事務局長 全国ですが、代表的な施設といしましては、ストーカ式焼却施設とガス化溶融施設、それとバイオ関連施設が主な施設の形式となっております。
- 以上です。
- 阿部議員 ごみ処理施設として、今ご答弁をいただいた中で、バイオ関連施設が台頭しています。豊橋市では、平成29年4月から、全家庭からの生活生ごみの回収を始めました。これは、下水道汚泥や生ごみ等を発酵処理することでメタンガスを取り出し、これによりメタンガスの発電利用、温室効果ガス削減、処理コストの削減等で大きな成果を上げていると伺っています。
- 質問します。小項目4、ごみの焼却処理はさまざまな環境問題があるが、環境に優しい処理施設にはどのような方法があるか、お伺いいたします。
- 加藤事務局長 方法ですが、木質廃材のチップ化、生ごみ、草ごみの堆肥化などがあります。本組合では、木質廃材のチップ化に取り組むリサイクルの推進を行い、焼却量の削減に努めているところでございます。
- 以上です。
- 阿部議員 今ご答弁いただきまして初めてわかりましたが、本組合では木質廃材のチッ

化に取り組まれているとのことで、事業化にできることは評価いたします。

これは要望ですが、チップ化したものを市民に分け与えるなど、PRをお願いしたいと思います。

続きまして、中項目3、将来の尾三衛生組合のごみ焼却施設構想について質問いたします。

地球温暖化防止の活動が待ったなしの状況下の中で、本組合においても今後のごみ処理事業をどうするかは避けて通ることができない重要なテーマであることは間違ひありません。まずは市民一人一人の意識改革が大切ですが、同時に、ごみ処理の仕組みづくりを構築していただくことを切望します。

質問します。小項目1、本組合の社会的な使命をどのように認識しているのか、お伺いいたします。

一般廃棄物を衛生的かつ安全に処理するとともに、持続性のある循環型社会を形成し、最終処分量の抑制をすることが使命と考えているところでございます。

以上です。

阿部議員

今ご答弁をいただいたように、持続性のある循環型社会を形成し、環境負荷がゼロに近くなるよう、最終処分量の抑制を期待するものであります。

引き続いて質問します。小項目2、将来の本組合の施設はどのような構想や計画を持っているのか、お伺いいたします。

加藤事務局長

新施設稼働に向け、広域化ブロック協議会で広域化であるか単独更新であるか方向性を検討する段階でありますので、現時点では計画、構想は特に持っておりません。事前の準備段階でございます。

以上です。

阿部議員

現段階においては広域化を検討されている中で、時期的にお答えしにくいことかと推察するところですが、ぜひ手おくれにならないよう、このチャンスを生かしてほしいと思います。

質問します。小項目3、本組合の今後の温室効果ガス排出削減目標はどのようなか、お伺いいたします。

加藤事務局長

温室効果ガス排出削減目標は、特には定めておりません。かわりの削減案といたしましては、省エネルギーの推進に取り組んでいるところでございます。直近では、高効率機器への更新や、電力、燃料の削減に努めております。温室効果ガス削減につながるものとして今現在捉えているところでございます。

以上です。

阿部議員

今ご答弁いただきましたけど、甚だ今の答弁には疑問が残っております。ぜひ温室効果ガス排出削減目標を明確に定めて、しっかりと環境問題に取り組んでいただきたいと思います。

よく言われますように、混ぜればごみ、分ければ資源となります。この街に住む人の少しの努力で大きな効果を生むことになります。気候変動による大規模自然災害は、温室効果ガス排出が主原因と言われています。本組合がさまざまな仕掛けを行い、市民の協力が得られる事業の展開を期待して、私の質問といたします。

ありがとうございました。

加藤議長

これにて、8番阿部憲明議員の一般質問を終わります。

次に、3番坂林議員。

坂林議員

一般質問いたします。

地球温暖化防止の促進について、今も質問がございましたが、私も別の角度から質問させていただきます。

地球温暖化の進行、プラスチックごみによる海洋汚染が危機的状況となり、問題の解決が叫ばれています。最近では、若い世代の怒りを込めた国連演説や、街頭に出ての訴えがあり、私たちがいかに真剣に取り組むかが問われています。

2015年のパリ協定では、産業革命以前に比べ気温上昇を2度以内にすること、そして、1.5度以内にすること、そのために21世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが決まりました。

今年5月のバーゼル条約により、プラスチックごみの輸出入が規制強化されていきます。欧州連合では、目標を持ったプラスチックごみの削減に動き出しています。日本はこの点でおくれをとっており、大量に製造、消費、輸出、焼却することが見直しを迫られています。

さて、1998年に策定された「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」に基づき、99年4月に尾張東部・尾三ブロック会議が設置されました。国は、3R推進を言いながら、中国など外国の産廃プラスチック受け入れ禁止を受け、産廃プラスチックの一般焼却施設、尾三衛生組合のような施設での受け入れをすることを要望するという、矛盾した方針をとっています。

そこで、大きな1項目め、国は、産廃プラスチックを一般ごみ焼却施設で受け入れるよう通知を出しています。

その1点目、日本は発生源対策のおくれが指摘されていますが、このまま産廃プラスチックを一般ごみ焼却施設で受け入れることは温暖化を助長する懸念があると考えますが、いかがお考えですか。

加藤事務局長 産廃プラスチックを焼却することについては、直接温室効果ガスの増加につながるというふうに考えております。地球温暖化に直接つながっていくという考え方をしているところでございます。  
以上です。

坂林議員 2点目の質問を伺います。  
産廃プラスチックの受け入れというのは、法律による強制でしょうか。

加藤事務局長 産廃プラスチックの受け入れに関する通知は、ごみ焼却施設または廃プラスチック再生施設等を保有する市町村において、緊急避難措置として、必要な間、廃プラスチックの受け入れ処理を積極的に検討されたいという内容であり、強制ではありません。  
以上です。

坂林議員 再質問です。  
愛知県が、産廃プラスチック類の中間処理業者と排出事業者に対して立入調査を6月に行いました。外国政府による輸入禁止措置等に伴う影響を聞いたのですが、その回答は「輸出できなくなった廃プラスチック類の過剰保管等の不適正処理は確認されませんでした」とのことです。これは、緊急に対処が必要な事態ではないということだと考えます。このような状況では、産廃プラスチックの受け入れ要請があったとしても、毅然として断るべきと考えますが、いかがでしょうか。

加藤事務局長 本組合は一般廃棄物の処理施設であるため、管内区域で発生する一般廃棄物の処理を原則としております。

産廃プラスチックはどこから発生したものか確認がとれないことや、どのような状態で搬入されるかなど不明確な点が多いことからも、受け入れに対しては3市町と慎重に協議して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

坂林議員館内 国は逼迫したという言葉遣いをしていますが、現状ではしていないわけですから、少なくともそういう状況のもとでは毅然と断るべきだと私は考えます。ぜひお願ひいたします。

では、大項目の2つ目、愛知県ごみ焼却処理広域化計画に、サーマルリサイクルの推進ということが目的に書かれています。

そこで、1点目、伺います。

尾張東部・尾三広域化ブロック会議では、サーマルリサイクルについて、地球温暖化防止の観点からどのように議論をされてきましたか。そして、それ以

外の点で広域化にかかわって、地球温暖化防止の観点から検討したことを示してください。

加藤事務局長

現段階において、広域化ブロック協議会の中ではサーマルリサイクルの推進についての議論には至っていない状況と捉えております。

また、それ以外の点の広域化にかかわる地球温暖化防止の検討につきましても、同様に至っていないという状況にあるかと考えております。

以上です。

坂林議員

それでは、話し合ったことはどういうことなのか、到達はどのようか、伺います。

加藤事務局長

広域化の会議の中で話し合われていることについては、広域化ができるのかできないのか、単独施設でいくのかいかないのかというところが主な協議の内容となっています。それを判断すべく、どういった調査をするべきか、調査にどういった内容の項目を追加するかという内容を現在話し合われているところでございます。

以上です。

坂林議員

再質問いたします。

地球温暖化防止の観点からの議論はされていないということでしたが、先ほど申しました世界情勢からいえば、議論する必要があると考えます。協議の項目に次の点をぜひ入れていただきたいと思います。

まず、サーマルリサイクルの推進、これをに入るかどうか。これが温暖化防止に対してどうなのかということです。温暖化防止のために燃やすごみを減らす必要があるのですが、発電のためにごみをもっと燃やそうとか、プラスチックをたくさん燃やそうなどとなつては本末転倒です。

次に、ごみの運搬距離が広域化をすると長くなること。これは、運搬のために排ガスが出るということにつながります。そして、焼却炉の機種選定や規模についてです。尾三衛生の焼却炉は更新の時期を迎えていて、更新後の焼却炉を使って、パリ協定で定められた、21世紀後半までに人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにするという目標に向かっていくことになります。焼却炉の種類によっては、電気や燃料などの消費量が多いものもあり、慎重な検討が必要だと考えます。

いかがでしょうか。

加藤事務局長

運搬距離の変更に伴う環境への影響につきましては、危惧する項目であるとして、現在も議論をされているところでございます。

今議員がおっしゃった3点、いずれにつきましても重要な項目と捉えております。

以上です。

坂林議員

では、ぜひ検討をお願いいたします。

次の、2点目の質間に移ります。

今申し上げた項目についての懸念を考えると、私は、地球温暖化防止の観点からすれば広域化はするべきではないと思いますが、広域化の可否をどのようにお考えでしょうか。

加藤事務局長

現在、可否を判断すべく、まずは来年度に予定している広域化にかかる調査の協議を6市町と2組合で話し合っているところでございます。

以上です。

坂林議員

その協議をする広域化ブロック会議の開催予定やスケジュールはどのようになっていますか。

加藤事務局長

平成31年度は、各団体の部課長が主体となる幹事会を2回、担当者が主体となる作業部会を複数回開催する予定となっております。令和2年度には、広域化に係る調査の業務委託を予定しているところでございます。

以上です。

坂林議員

その中でしっかりと検討をしてください。

大きな3つ目の項目に移ります。

尾三衛生組合として、プラスチックごみの削減として、どんなことをしていかれますか。

加藤事務局長

ごみ袋へのペットボトルや白トレイ等の資源ごみの混入を減らすため、市町ごとに可燃ごみ、金属ごみ、陶磁器・ガラスごみの組成調査を行い、調査結果を組合市町へ提供し、資源物が多く含まれておれば、組合市町から住民への分別の啓発等を行っていただくという格好になっております。

また、資源回収ストックヤードにおいては、CDやDVD、白色トレイなどを回収しているところでございます。

本組合といたしましては、引き続き、これらのプラスチックごみの削減に取り組み、継続してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

坂林議員

再質問いたします。

パリ協定に基づき、国が国連に提出した日本の約束草案というのがあります。この中で、二酸化炭素の排出量の2030年度の目標を、2013年度比で510万トン削減をするとしています。そして、そのために、一般廃棄物の焼却量の削減を掲げています。

また別の話ですが、2016年5月13日の閣議決定で、地球温暖化対策計画がされていて、この中で、一般廃棄物であるプラスチック類の焼却量を2013年度比で2030年度に40万トン弱削減するということを掲げています。

日本の目標は消極的だと批判をされていますけれども、それでも一般廃棄物の焼却量の削減、プラスチックの焼却量の削減、これを目標に掲げているわけです。このことを私はまず認識をしたいと思います。これに基づいた尾三衛生組合の目標はどのようにになっていますか。

加藤事務局長

組合に搬入される廃棄物の量を削減することは、3市町の共通の施策課題でございます。

組合の目標については、特に削減目標などは設定していない状況下にはありますが、3市町としっかりと協議をして、このごみの削減に対しいろんな方策が施せるような努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

坂林議員

今は設定がしていないということですけれども、尾三衛生組合のごみ処理基本計画の中に、焼却灰の削減目標は約3割減ということが掲げられております。ですから、焼却灰の目標は持てるけれども、搬入されるごみの計画は持てないということは、私はないと思います。ご答弁にありましたが、3市町と連携をとって、この温暖化の削減をしっかりと進められるように目標設定をしていただきたいと思います。要望いたします。

ここで、再質問ですが、1つ提案があります。

尾三衛生組合管内で、公の機関でペットボトルなどのプラスチック製品や容器の使用を禁止してはどうでしょうか。公の機関が温暖化防止の積極的な姿勢を示すことが今求められていると考えます。省庁など国の機関では実はもうやっておりまして、閣議決定によってことし4月から実施されているのです。いかがでしょうか。

加藤事務局長

ご提案をいただきました。

管内市町の公の機関におけるペットボトルなどのプラスチック製品、容器など、これらの使用禁止については、3市町がしっかりと考えていくものというふうに判断をしております。

本組合におきましては、こういった議会を初め会議などではペットボトルな

どで飲料水の提供をしないことなど、それにかわる紙製品のものの容器を使うとか、そういった形で、今後も廃棄物減量に対する小さなことから意識してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

坂林議員

できることから姿勢を示すことは本当に大事だと思いますので、ぜひ検討、実施をお願いいたします。そして、世界の情勢は大変この地球温暖化について危機的な状況だということですので、このことをしっかりと受けとめて、今後の検討、そして努力をしていただくことを求めて、質問を終わります。

加藤議長

これにて、3番坂林議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終了します。

日程第5、議案第6号尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。加藤総務課長。

加藤総務課長

提案理由といたしましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからです。

改正内容といたしましては、期末手当及び勤勉手当の支給について、成年被後見人または被保佐人の失職に係る規定を削ることでございます。

施行日といたしましては、令和元年12月14日に施行となります。

加藤議長

ありがとうございました。

議案第6号については、事前に質疑の通告がありませんでしたので、これより討論、採決に入ります。

議案第6号尾三衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第6号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

加藤議長

起立全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第7号尾三衛生組合職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

	提出議案の説明を求めます。加藤総務課長。
加藤総務課長	<p>提案理由といたしましては、成年被後見人などの権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからです。</p> <p>改正内容といたしましては、旅費の支給について、地方公務員法の一部が改正され、欠格条項から成年被後見人及び被保佐人の要件が削除されたことに伴い、関係する条文を整理するものでございます。</p> <p>施行期日は、令和元年12月14日に施行となります。</p>
加藤議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第7号についても、事前に質疑の通告がありませんでしたので、これより討論、採決に入ります。</p> <p>議案第7号尾三衛生組合職員の旅費に関する条例の一部改正について、反対討論を許します。</p> <p>次に、賛成討論を許します。</p> <p>討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。</p> <p>議案第7号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。</p>
	[起立全員]
加藤議長	<p>起立全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。日程第7、議案第8号平成30年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。</p> <p>提案者の説明を求めます。近藤会計管理者。</p>
近藤会計管理者	<p>議案第8号平成30年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についての提案説明をさせていただきます。</p> <p>この案件は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。</p> <p>詳細につきましては、総務課長から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
加藤議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、補足説明を行います。加藤総務課長。</p>
加藤総務課長	決算書の1、2ページをごらんください。

歳入歳出決算書、歳入の収入済額の合計は、22億3,404万5,180円でございました。

3、4ページをごらんください。

歳出の支出済額の合計は、20億5,047万4,425円でございます。

決算書7、8ページをごらんください。事項別明細書、歳入でございます。

款2使用料及び手数料は、家庭系4,058万2,400円、事業系2億6,740万4,400円でございました。

款3国庫支出金、項1国庫補助金は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金として、補助対象工事費の2分の1の交付率でございます。

9、10ページをごらんください。

款7諸収入、項2雑入は、主な収入として、スクラップ等売却料がございます。これは、不燃粗大施設において破碎分別した鉄及びアルミの売却料金になります。再生品販売料については、管理棟1階エコサイクルプラザで、ごみとして搬入された自転車や家具類などを再生し販売したものとなります。

款8組合債、項1組合債目1組合債、利率0.14%の固定金利、償還期間10年で、株式会社三井UFJ銀行から借り入れをいたしました。

13、14ページをごらんください。歳出でございます。

款2、項1、目1、一般管理費、節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、職員21名及び再任用職員3名分の人件費です。

15、16ページをごらんください。

節13委託料は、16件の委託料となります。

節15工事請負費、建物修繕工事は、焼却棟外壁塗装及び消防用設備の修繕でございます。

17、18ページをごらんください。

節25積立金は、平成29年度の決算剰余金と基金運用利子でございます。

19、20ページをごらんください。

款3、項1、目1、塵芥処理管理費、節11需用費、消耗品費は、焼却施設用及びリサイクルプラザ用の部品代でございます。薬品費は、主に有害物質除去用の薬剤、焼却残渣無害化処理用の薬剤の購入費用でございます。光熱水費は、組合全体の電気料金でございます。

節13委託料は、施設管理運転業務委託を初め16件の委託料となっております。

節15工事請負費は、焼却施設補修工事、リサイクルプラザ補修工事、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事でございます。

21、22ページをごらんください。

目2、埋立処分地管理費、節11、需用費は、組合が管理する折戸・三本木最終処分場に係る経費で、修繕料は折戸最終処分場の水処理施設及び三本木最終処分場の修理費用でございます。

節13、委託料、焼却残渣等処分委託料は、焼却残渣6,084トンと破碎不燃物288トンの全量を、外部に処分委託したものであります。

節19、負担金補助及び交付金は、焼却残渣等の搬出先である伊賀市に搬出量387トン分の負担金でございます。

款4公債費は、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業のために、平成27年から29年度に借り入れた財政融資資金の返済金です。

決算書23ページをごらんください。

平成30年度の歳入総額は22億3,404万5,180円、歳出総額は20億5,047万4,425円、歳入歳出差引額は1億8,357万755円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は1億8,357万755円となります。

以上を補足説明とさせていただきます。

加藤議長

ここで、決算審査の結果について、監査委員からご報告をいただきます。

小嶋代表監査委員、よろしくお願ひします。

小嶋代表監査委員

議長からご指名をいただきましたので、代表監査委員として、平成30年度の一般会計歳入歳出決算の審査結果についてご報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、管理者から審査に付されました平成30年度の一般会計歳入歳出決算について、令和元年7月24日に、青山監査委員とともに審査を行い、合議のもとに意見を取りまとめ、同日付で管理者へ決算審査意見書を提出いたしました。

審査に当たっては、決算書及び附属書類の計数は正確であるか、予算は議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に執行されているか、財産は適正に管理されているかなどについて、関係諸帳簿及び証拠書類と照合するとともに、関係職員から説明を聴取し実施いたしました。

また、あわせて、定期監査、例月出納検査等の結果についても考慮いたしました。

それでは、審査の結果について申し上げます。

審査の結果、各決算書類は関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、予算の執行及び関連する事務の執行につきましても、おおむね適正に行われているものと認められました。

また、財産の管理につきましても、関係法令に基づき適正に行われていると認められました。

続きまして、審査に係る意見、要望などを述べさせていただきます。

歳入面では、国からの交付金、起債及び財政調整基金を効率よく活用し、構成市町からの負担金の平準化に努めていただきたい。また、組合歳入の主であるごみ搬入使用料については、消費税率の改正、ごみ処理経費の動向及び近郊

施設の状況などを加味し、適切なごみ搬入使用料となるよう努めていただきたい。

歳出面では、これまでの燃えないごみ袋を金属類用と陶磁器・ガラス類用の分別袋へと3市町が協力して変更し、経費の削減やリサイクル推進となる事業改善を行ったことについて評価することができます。

なお、平成27年度より行われているごみ焼却施設基幹的設備改良事業が令和元年度で終了し、新たに計画する焼却施設に係る事業が多く控えていると伺っております。今後とも、施設の適正な維持管理のもとに、事故防止に万全を期し、安定した運転管理に努めていただきますようお願いいたします。

また、予算執行に当たっては、最小の経費で最大の効果が得られるよう、常にコスト意識を持って、適正かつ効率的な執行に努めていただくことをお願いし、審査の結果及び意見の報告とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

山田議員。

山田議員

議案第8号平成30年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算について、質疑をさせていただきます。

人事の2款1項1目3節の時間外勤務手当が、昨年と比べまして45万5,288円の増額となっておりますが、このわけを教えてください。

加藤総務課長

主な要因といたしましては、修繕工事の指示、調整、ごみ焼却炉の故障及び停電からの復旧作業など、昼間に現地で工事関係者との調整に時間を費やす割合が多くなったことから、期限までの事務処理作業を時間外勤務において実施したことによるものでございます。

山田議員

同じく、2款1項1目3節休日勤務手当ですけれども、昨年と比べまして14万3,502円の増額となっております。この理由をお願いいたします。

加藤総務課長

主な要因といたしましては、基幹的設備改良工事などによる全炉停止期間を長く設定したため、年末の焼却施設の臨時運転を行ったことによります。

山田議員

今のご答弁で再質疑をさせていただきます。

休日勤務手当ですが、金額的には多くはありませんが、確認のために伺います。

最近では振替や代休をとることが一般的だと考えておりましたけれども、な

ぜ振替や代休ではなかったのでしょうか。

加藤総務課長

通常の休日勤務に対しては、振替や代休を取得することを推奨しております。今回の臨時運転は、年末年始の直接搬入に伴うごみピット残量が予測よりも多くなったことから、2月に実施を予定している工事のための全炉停止に向けて臨時的な運転を急遽実施することとしたことから、振替、代休の取得が困難となり、休日勤務手当での対応をとらせていただきました。

今後も、引き続き代休取得を優先していきたいと考えております。

山田議員

2款、1項、1目、19節、職員研修講習負担金ですけれども、7万1,732円増加となっております。一体どのような研修内容だったか、お願いをいたします。

加藤総務課長

主な要因といたしまして、平成30年度採用の職員に係るクレーン免許の取得、新規講習などの受講によるものであります。

山田議員

再質疑をさせていただきます。

クレーン免許の取得と今おっしゃいましたが、何人の方が取得されましたか。

加藤総務課長

焼却業務従事者に必要であるクレーン操作に係る免許は、昨年度に1名が取得したことにより、資格を必要とする全職員21名が取得したことになります。

山田議員

2款、1項、1目、27節、公害健康被害補償制度の趣旨と内容は一体どのようなものか、お願いいたします。

加藤総務課長

この制度は、過去に認定を受けた公害健康被害認定者やその遺族などへの補償給付、公害健康被害について公害保険福祉事業に必要な費用相当分をばい煙発生施設設置者及び特定施設設置者が負担し、それを公害に係る健康被害発生地域の都道府県などに納付するものでございます。

山田議員

再質疑をします。

公害健康被害認定者や遺族等への補償給付ということでしたけれども、ご遺族の方へはどのくらいの期間までお支払いするものなのでしょうか。

加藤総務課長

遺族等補償給付期間につきましては、公害健康被害の補償などに関する法律第33条遺族補償費が支給されない場合の各号に定められており、基準は、死亡したときや、子、孫は兄弟姉妹にあっては18歳に達した日以降の最初の3月31日が終了したときとなっております。

- 山田議員 2款、1項、2目、8節、出張託児は、何人のお子さんに対して行ったのでしょうか。
- 加藤総務課長 平成30年度における出張託児の依頼件数は、「椅子の端材を使って革小物をつくる教室」においては2件で延べ2人、「牛乳パックを利用してはがきをつくる教室」においては1件で延べ2人、合計4人の託児がありました。
- 山田議員 3款、1項、1目、11節、修繕料が昨年よりも163万2,306円増額となっております。どのような修繕をされたのか、お願いをいたします。
- 村瀬施設課長 内容といたしましては、平成29年度の修繕27件に対し、平成30年度は34件の修繕を行いました。  
34件の内訳は、焼却施設で、ごみ投入扉遠隔操作盤修繕初め23件、リサイクルプラザ施設で、プラットホーム土間修繕初め11件の修繕を行いました。  
以上です。
- 加藤議長 これにて、山田議員の議案質疑を終わります。  
次に、3番坂林議員。
- 坂林議員 一般会計決算について、質疑をいたします。  
3款のプラスチックごみについてです。  
配付されました決算の状況という資料を見ますと、ごみ質分析により、可燃ごみの中のビニール、プラスチックが重量比で31.3%と書いてあります。以前の資料調べますと、2011年度は13.9%でした。そこから上昇傾向にあって、2016年度は20.5%、2017年度は26.7%となっていました。  
そこで、1点目ですが、プラスチックの割合が増えている理由は何ですか。
- 村瀬施設課長 2011年度から2016年度までの上昇については、生活形態の変化により増加したものと考えております。2017年度（平成29年度）からは、硬質プラスチックを不燃ごみから可燃ごみとしたことにより、プラスチックの割合が増加したものと考えております。  
以上です。
- 坂林議員 再質疑ですけども。  
そうしますと、今後の増減の見通しはどうですか。

- 村瀬施設課長 今後の生活形態がどのように変化するかは予測が付きづらく、増減を予測することは困難であると考えております。  
以上です。
- 坂林議員 それでは、2点目ですけども、このビニール、プラスチックの中には、産廃のプラスチックは含まれていますか。
- 村瀬施設課長 産廃のプラスチックは含まれておりません。  
以上です。
- 坂林議員 3点目です。  
プラスチックの焼却量が今まで増えてきたわけですが、これが今後増えていくとすると、焼却炉の運転に支障が出たり、焼却炉の損傷などが心配されますがけれども、まず2018年度はいかがでしたか。
- 村瀬施設課長 焼却炉への影響などはありませんでした。  
以上です。
- 坂林議員 一安心ですけれども、再質疑です。  
平成30年度のごみ組成分析結果では、先ほど申しましたが、平均でプラスチックの重量比で31.3%でした。そして、低位発熱量の測定値は1キログラム当たり2,650キロカロリーと書いてあります。安定した焼却ができる範囲というものを焼却炉の設計上設定されていると思うんですけども、その範囲がどうなっていて、焼却炉に影響のないプラスチックの割合はどれぐらいまででしょうか。
- 村瀬施設課長 設計基本条件では、ごみ低位発熱量が1,200キロカロリー／キログラムから2,800キロカロリー／キログラムの範囲内であれば、安定した焼却処理が可能としています。  
年4回測定し、1月にプラスチックの重量比39.3%、低位発熱量が3,500キロカロリー／キログラムの結果が出ていますが、1ヶ月間継続的に測定したものではなく、1月21日にクレーンで一掴みしたものを測定したもので、部分的に高い数値が出たものであります。
- ごみピット内で、いわゆる低カロリーの低質ごみと高質ごみを混ぜ合わせ、ごみを均一にすることにより基準値内の焼却運転管理をしていますので、焼却炉への影響はありませんでした。
- 焼却への影響のプラスチックの割合についてですが、ごみ組成調査を毎日測定しておりませんのでプラスチックの割合を推測することはできませんが、測

定結果を考察し、安定した焼却処理に努めてまいります。  
以上です。

加藤議長

これにて、3番坂林議員の議案質疑を終わります。  
以上で通告による質疑は終わりました。  
これより、討論、採決に入ります。  
議案第8号平成30年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、  
反対討論を許します。  
次に、賛成討論を許します。  
討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。  
議案第8号については、原案のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を  
求めます。

[起立全員]

加藤議長

起立全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり認定されました。  
日程第8、議員提出議案第1号議員派遣についてを議題とします。  
お諮りします。議員提出議案第1号については、全員が賛成者となっており  
ますので、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したい  
と思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

加藤議長

ご異議なしと認め、よって、提出者の説明を省略することに決しました。  
議員提出議案第1号については、事前に質疑の通告がありませんでしたので、  
これより討論、採決に入ります。  
反対討論を許します。  
次に、賛成討論を許します。  
討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。  
議員提出議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の  
起立を求めます。

[起立全員]

加藤議長

起立全員であります。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり決定さ  
れました。  
以上で本会議に付議されました案件の審議は終了しました。  
ここで、お諮りします。本会議において議決されました事項については、そ

の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

加藤議長

ご異議なしと認め、議長に委任することに決しました。  
管理者、閉会挨拶。小野田管理者。

小野田管理者

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、本日ご審議いただきました4議案につきまして、慎重審議を賜り、いずれも原案どおり議決をいただき、まことにありがとうございました。

また、小嶋代表監査委員様におかれましては、決算審査のご報告をいただき、ありがとうございました。今後もご指導賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

議員の皆様におかれましては、季節の変わり目でありますので、くれぐれも健康にご留意していただき、一層のご活躍をされますよう心からお祈り申し上げますとともに、今後とも本組合に対しましてご支援を賜りますようお願い申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

加藤議長

ありがとうございました。

私からも、本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、慎重審議を賜り、議会進行につきましても、皆様の御協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

今後とも、皆様方のご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

これをもちまして、令和元年第2回尾三衛生組合議会定例会を閉会いたします。

水野書記

ご起立をお願いいたします。

一同、礼。

ご着席ください。

ご苦労さまでした。

(閉会 令和元年10月8日 午後 3時15分)

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和元年//月//日

議長

加藤達雄

署名議員

坂林たくみ

署名議員

猪俣淳也

